令和２年６月２６日

保育施設設置者　様

保　護　者　様

中野区子ども教育部

保育園・幼稚園課長　渡邊　健治

令和２年７月１日以降における保育施設の対応について

日頃より中野区の保育園行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにつきましては、臨時休園や登園自粛等にご協力をいただき、感謝申し上げます。５月２２日付け通知で、感染拡大防止の観点から、育児休業や休職中の方などで、在宅における保育が可能な方に対して、登園自粛を要請してまいりましたが、国及び東京都の方針を踏まえ、令和２年７月以降については、下記の対応といたしますので、よろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 対象施設

認可保育所・地域型保育事業所・区立保育室・認定こども園・認証保育所

1. 保育施設の対応

７月　１日（水）から通常保育といたします。

よって、７月１日（水）以降の保育料は、通常の取り扱いとなります。

※今後の都内における感染症状況等に応じて変更する場合は、改めてお知らせします。

1. 感染症対策ついて

　　　保育施設では、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、可能な限り感染リスクを低減しながら保育を提供し、お子さんの健やかな育ちの保障に努めてまいります。しかしながら、保育施設は子どもたちが生活する場であり、「密」を避けることは難しい面があります。「子ども・保護者・職員」の安全を確保する観点から、保護者の皆様には、以下の通りご協力いただきますよう、お願いいたします。

（１）　登降園に関するお願い

➀　登園前に、お子さんと保護者それぞれの体温を計測し、発熱や咳込み等が認められる場合には、休んで様子を見てください。発熱後は、熱が下がって24時間以上が経過し、呼吸器症状が無くなるまではご家庭にて様子を見てください。症状によってはかかりつけ医に受診をお願いいたします。ご家族に発熱等が認められる場合にも、家庭で様子を見てください。

　　②　保育園で受け入れの際、お子さんに発熱などの風邪症状がみられた場合には、自宅で休養していただきますようお願いいたします。

　　③　保育中に発熱などの風邪症状や腹痛、下痢などの症状がみられた場合には、保護者の方に連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いいたします。

④　保護者の方は、送迎時の入室の際にマスクの着用をしていただき、手洗いまたは手指消毒をお願いいたします。

　⑤　登園時に、お子さんは手洗いをお願いいたします。

⑥　受け入れの際には、保護者同士が密集しないようご協力をお願いいたします。

⑦　お子さんを引き取った後は、速やかにお帰りください。

（２）　　お子さんのマスク着用について

①　３歳児クラス以上のマスク着用については、熱中症対策に留意し、子どもの発達に応じた判断を行うとともに、活動や場面に応じてマスクを外す等、各保育施設にて適切な対応を行っていきます。

②　２歳未満のお子さんは、呼吸が苦しくなり窒息の危険性があること、熱がこもり熱中症のリスクが高まること、顔色や呼吸の状態など体調異変の発見が遅れることからマスクの着用はしません。

（３）　保育活動について

①　石けんと流水による手洗いの回数を増やし、子どもたちに感染症対策の基本が身につくようにしていきます。

②　室内では、窓を開けての換気をこまめに行います。

③　マスクを外したときには子ども同士が離れて遊べるような活動の工夫を行っていきます。

④　公園で遊ぶ際には、他の利用者と遊び場所を分けたり、時間で交代するなど密集して遊ばないように対応します。遊具を使用した後には、流水と石けんによる手洗いを行います。

（４）　園の行事等について

①　密になることを避けるようにして、例年とは異なる方法で実施させていただきます。

②　保護者会や個人面談等は、感染症対策を行い、保護者の皆様のご協力をいただきながら、安全に実施いたします。

③　運動会、園外保育など今後の行事につきましては、今後実施方法を検討してお知らせをさせていただきます。

（５）　新型コロナウイルス感染症陽性となった場合、または濃厚接触者に特定された場合

①　お子さんが、陽性または濃厚接触者になった場合は、登園の許可が出るまでは、登園はできません。 登園しているお子さんや職員が陽性となった場合には、原則保育園は休園となります。

②　お子さんや保護者の方が新型コロナウイルス感染症PCR検査実施した場合には、必ず保育園に連絡をしてください。

③　保護者の方が感染した場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに保育園に連絡をお願いいたします。その場合、お子さんの登園も控えていただきますようお願いいたします。

1. 育児休業からの復職期限について

７月から通常の保育を実施することになりますので、令和２年４月１日以降、新たに認可保育所等に入所となり、現在、育児休業を延長していただいている方は、令和２年８月１日までに復職をお願いいたします。また、復職後２週間以内に「復職証明書」（証明日が復職日以降のもの）の提出をお願いいたします。なお、育児休業中に入園後、元の職場への復職が確認できない場合は、「退園」となりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、元の職場への復職ができない場合や書類提出が遅れる場合は、教育・保育支給認定係へご連絡ください。

1. 求職中の取り扱いについて

　(1)令和２年４月１日に「求職中」の要件で入所した方

　　　令和２年４月１日に求職中の要件で認可保育所等に入所した場合、入所月の翌々月末日（６月末）までに就労の開始と在職証明書等の書類提出が必要となります。該当される方には６月上旬に個別にご案内のお手紙をお送りいたしました。現在就労先が未定で区への連絡をしていない方は至急ご連絡ください。今後のお手続きについてご案内させていただきます。ご相談・ご連絡がない場合、利用承諾期間が６月３０日をもって満了となるため、「退園」となります。

　(2)就労先からの突発的な解雇や内定取り消しになられた方

　　　事実発生の日から２週間以内に教育・保育支給認定係へご連絡ください。退職日から９０日以内に月４８時間以上の就労開始と在職証明書等の書類提出ができれば、引き続き在園できます。新型コロナウイルス感染症に起因する諸事情を考慮し、どうしても認定期間内に就労を開始できない場合等については、１か月程度の延長をお受けしていますので、ご連絡ください。

6．　今後に向けて

新型コロナウイルス感染防止の対応は、これまで経験したことがないものですが、子どもたちが笑顔で過ごせるよう、保護者の皆様のご協力をいただきながら、進めていきたいと考えております。今後の保育施設の取り組みについては、保護者の方々に丁寧にお知らせするとともに、コミュニケーションを図っていくことが重要です。お子さんの様子や保育について、ご不安や質問がありましたら、通園する保育施設、または下記担当にご相談ください。

【問合せ先】子ども教育部保育園・幼稚園課　運営支援係

電話 03(3228)8940　 FAX 03(3228)5667

4.5については、教育・保育支給認定係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 03(3228)5793　 FAX 03(3228)5667